



水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について

環境省は水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案に関して 2020 年 10 月 21 日から 2020 年 11 月 26 日まで意見募集を行います。

【改正案概要】

水質汚濁防止法上の特定施設である、旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供する厨房施設等(洗濯施設、入浴施設含む)について、特定施設から除外されます。

【経緯・背景】

住宅宿泊事業は、水質汚濁防止法上、旅館業法第二条第一項の旅館業に含まれ、住宅宿泊事業における厨房施設等は特定施設に該当します。

しかし、規制改革実施計画において住宅宿泊事業(一般に民泊と呼ばれるもの)に関し、一定の規模・態様のサービスについては法に基づく特定施設の届出等を要しない方向で検討することとされ、これを受け、中央環境審議会水環境部会での審議の結果、特定施設から除外することが適当であるとされました。

【公布日 予定】

公布: 2020 年 12 月中旬~下旬頃

施行: 公布の日

当社では排出水、下水における分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2020 年 10 月 21 日付 電子政府の総合窓口
(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000207969>)を引用して作成

環境検査箇所 荒木琢也

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. PFOA 等の第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールの再変更について\(報告\)](#)
- [2. 石綿対策に係る全国一斉パトロールの実施](#)

清涼飲料水の規格基準の改正について

2020 年 9 月 30 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会が開催され、清涼飲料水の規格基準の改正について審議が行われました。

審議は新たに食品安全委員会からの答申があった化学物質について行われ、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの成分規格」に「フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)」の項目を追加する内容となっています。ちなみに、2018 年度にミネラルウォーター類中のフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の含有濃度調査が行なわれましたが、国内外の 155 銘柄において分析手法の定量下限値(0.007mg/l)を超えて検出された試料はなかったとの事です。

基準値案としては、「0.07mg/l」が設定されており、水道法の水質管理目標設定項目に設定されているフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の目標値(0.08mg/l)よりも厳しい設定値とされています。今後の予定として、パブリックコメント等の所要の手続き後に告示の改正が行なわれる事となっています。

当社では、清涼飲料水分析だけでなく、水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道 GPL 及び ISO/IEC17025 認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2020 年 9 月 30 日付 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会資料](#)
環境検査箇所 貝森繁基

- [3. 2019 年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について](#)
- [4. 「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書の一部を改正する案」に対する意見募集について](#)
- [5. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について](#)
- [6. 2019 年度アスベスト大気濃度調査結果について](#)



基準の遵守、測定頻度は管理できていますか？

工場や家庭からの排出水には法律による規制があります。放流先や排水量、取り扱っている物質によっても様々です。これらについて、適切に当社がサポート致します。詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。

http://www.knights.jp/ana/water/drain_index.html

